

釣具店における安全啓発、118番周知活動



釣具店での安全啓発活動



配布資料



高知海上保安部では、令和4年2月1日から救命胴衣の着用義務違反に対し違反点数が付与されることを踏まえ、県内の釣り愛好者等が訪れる高知市内の釣具店において、令和4年1月9日、10日に救命胴衣着用に関する安全啓発活動を行いました。

また、これに併せて、海上保安庁緊急通報用番号「118番」の周知用リーフレットを配布するとともに、オーテピア高知図書館で開催中の企画展案内を実施しました。